

北谷町地域福祉計画 地域活動計画について



北谷町 住民福祉部
福祉課 地域福祉係

計画策定の背景

現代の地域社会は、かつてのような近所づきあいや地域のつながりが希薄化してきているなかで、世帯構成や生活様式の変化等を背景として「社会的孤立」が課題となっています。

地域のつながりの薄さからくる『孤立』した状況は、

高齢者等の
孤独死

貧困の拡大

育児と介護
ダブルケア

ひきこもり
生活困窮者

虐待
ヤングケアラー

など様々な問題につながります。

これからは、法制度や行政サービスはもとより、地域のつながりによる支えあい、助けあいながら暮らしていく「**地域共生社会の実現**」が求められています。

地域福祉って何でしょう？

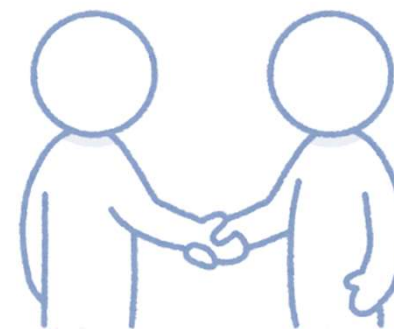
それぞれの地域において、人々が安心して暮らせるよう地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方は。

地域福祉の主体は「**住民**」です。

住民同士が共に支えあいながら暮らしていくためには、福祉や支援の受け手であり、担い手でもある**住民の地域参加が基本**となります。



重要なのは、
住民の「**つながり**」に対する
「**関心**」 「**意識**」 「**行動**」



住民と行政が協働で、住民同士の「つながり」を大切にしながら、互いに助けあうことで「住んでよかった！」と思える北谷町を目指していきたい。

そのために、、、

令和4年3月

北谷町地域福祉計画・地域福祉活動計画

を策定しました。

地域福祉計画・地域福祉活動計画とは？

地域福祉計画 (北谷町)

地域福祉の基本的な指針となる行政計画です。

- 地域福祉の主体である住民の参加による地域活動や支えあいの充実
- 地域課題を解決するための体制づくり
- 福祉サービスの利用を円滑にするための方策などが記載されています。



地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)

地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会が、**具体的な活動内容や支援施策を示す計画**です。

2つの計画を一体的に策定し、具体性と実行性のある計画づくりを行いました。

基本理念：きんかけあい つながりあい ささえあい「あい」を紡ぐまち ちゃたん

地域福祉の推進に向けたそれぞれの立場での助けあいのイメージを整理して、各施策に記載しています。

(1) 町民に期待する役割

(2) 地域（自治会、関係機関・団体、企業・事業所等）に期待する役割

(3) 社会福祉協議会の役割

(4) 行政の役割

地域福祉を進めていくためには、「私たち」がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。そのためには、次の4つの視点が大切だと考えます。

大切な4つの視点



「自助」

「互助」

「共助」

「公助」

みんなで出来ること、期待したいことが記載されています。

例えば・・・

町民は？

- 地域における見守りや助けあい活動について、買い物や散歩などをしながら近所の様子をうかがい、あいさつを交わすなど「ゆるやかな見守り」を行いましょう。

関係団体は？

- 地域の日常的な見守りや助けあい活動などに取り組みましょう。
- 困りごとがあれば、行政や自治会、社会福祉協議会などの相談窓口を利用するように声をかけあいましょう。

実施目標

共に支えあえる地域の仕組み構築

社協は？

- ① 地域で支えあう体制づくり、活動展開への支援
- ② コミュニティソーシャルワーカーの適正配置
【コミュニティソーシャルワーク事業】
- ③ 生活支援コーディネーターの配置
- ④ 小地域福祉活動団体支援の実施

町は？

- ① 地域で支えあう仕組みの構築推進
- ② ICTを活用した支えあいの仕組みづくり



ぜひご一読いただき
ご協力をお願いします。

概要版

北谷町地域福祉計画・ 北谷町地域福祉活動計画



この計画は、
北谷町の「地域福祉計画」と
民間組織としての地域福祉の「推進役」である北谷町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」
を一緒に作成した、「官民一体」の計画です。



令和4年3月

 北 谷 町
 北谷町社会福祉協議会

地域福祉とは、
自分たちが住む地域で、みんなが安心して暮らしていくために、
互いに支えあっていくことです。



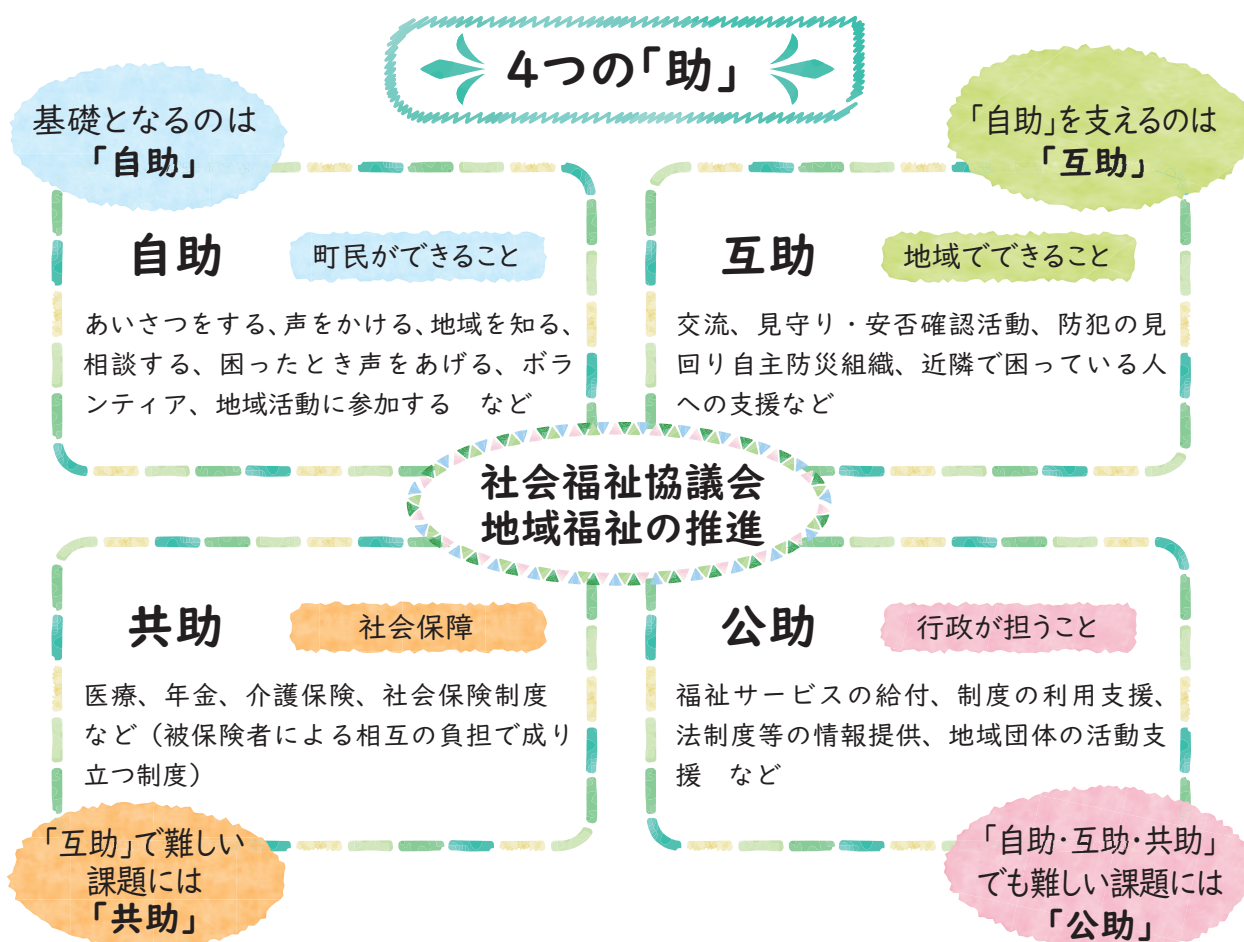
北谷町の地域の支え合いを展開する計画をつくりました!

地域社会には、性別、年齢、職歴、人種、国籍、働き方、ライフスタイルなどが異なる、さまざまな人たちが暮らしています。このような多様な社会の中で、お互いを理解し、認めあい、支えあい・助けあいながら暮らしていくことがとても大切です。

また、家庭や地域での困り事は、複雑に絡みあっている場合が多く、行政の縦割りの支援ではなく、様々な部署や関係機関、地域が分野を超えて横断的に関わりあいながら対応することが必要となってきます。

このような地域の状況を踏まえて、行政、地域、町民、それぞれの立場でできることに取り組みながらお互いに力を合わせ、共に生きる地域づくり、「地域共生社会の実現」を目指し、この計画をつくりました。

地域福祉で大切な4つの視点「自助」・「互助」・「共助」・「公助」



1. 隣近所など身近な地域での「支えあい・つながり」を広げる。
2. 町は町民が安心して暮らせるように「支援をする」。

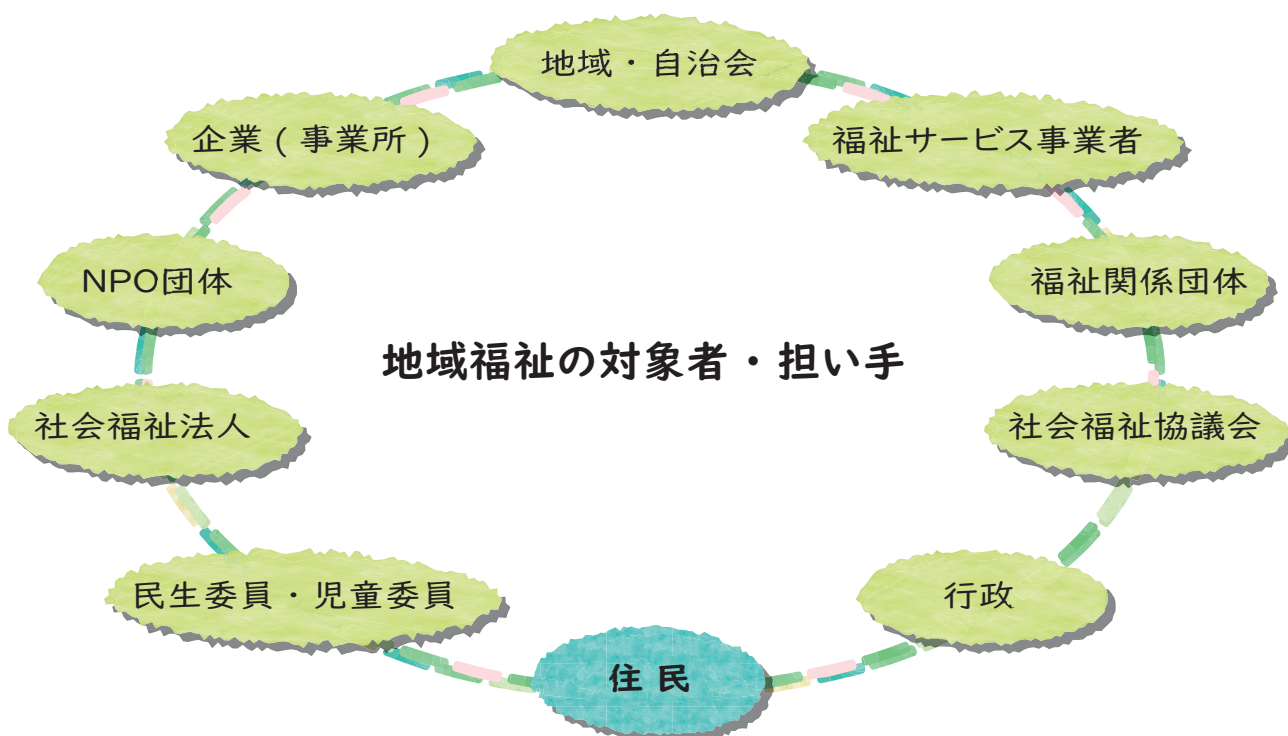
地域共生社会とは
制度や分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
お互いに支えたり支えあったりする「共に生きる」地域社会のこと



地域福祉の主体である「住民」について

地域福祉の主体は「住民」です。あり、その対象者も「住民」です。また、地域住民には、住民一人ひとりのほか、福祉関係団体・福祉サービス事業者、地域団体、NPO団体、町内企業（事業所）、町内社会福祉法人等も含めた、地域で様々な活動をしている組織等も「住民」として地域福祉の担い手となります。

住民と行政が協働で共に生きる地域福祉のまちづくりを展開し、支えあいがあることで「住んでよかった！」と思える地域を目指していきます。



きにつまかけあい つながりあい ささえあい 「あい」を紡ぐまち ちゃたん

様々な人が住む地域社会において、私たちは、多くの人たちと話し、ふれあい、関わりあって暮らしています。そして時には生活の中で支えられたり、また支える側となることもあります。

隣近所のつながりが希薄化している現代ですが、多様な人たちとの何気ない支えあいが町民に広がっていくように、隣近所での「きにつまかけあい」「つながりあい」「支えあい」といった、「あい」のある北谷町を理想像として、多くの町民が「あい」を紡ぎ、紡いだ「あい」が北谷町一面に広がることで、その先にある「地域共生社会の実現」を目指します。



計画の基本目標

基本目標1 地域参加がしやすい仕組みづくり

自治会や地域活動について知る機会を強化するほか、人にやさしいまちづくりにより、参加しやすく、参加したくなる環境づくりを推進します。

また、活動の担い手確保や育成を図るほか、町内の地域団体、町内企業、社会福祉法人も含めた「町民」が参加する地域福祉活動を推進します。

基本目標2 共に生きるための仕組みづくり

各地区で地域生活課題を把握し、その解決のために自分たちでできることを展開しながら、支援が必要な時には公助が関わり制度やサービス提供につないでいく地域支え合いの仕組みを作ります。

また、様々な交流機会や居場所づくりを推進し、町民同士がふれあい、つながるきっかけとなる取り組みを推進します。さらに、様々な属性の方々が多様性を互いに認めあうために、多様性の理解啓発や福祉教育を推進します。

基本目標3 ささえるための仕組みづくり

町民の複雑化・複合化した困り事（地域生活課題）を解決するため、関係課・関係機関が横断的に関わりあって、相談から具体的支援につなげ、一人ひとりに寄り添いながら支援する体制をつくります。

また、生活困窮やひとり親家庭、ひきこもりなど、様々な困難を抱える人への見守りと自立支援・孤立防止、権利擁護、虐待防止などを推進し、誰一人取り残さない地域社会づくりに努めます。

基本目標4 安全安心に過ごすための仕組みづくり

地域防犯や地域防災を推進し、地域の見守りや声掛け、災害時の地域の助けあい、一人では避難できない方のための避難行動支援体制を整え、安全安心に過ごせる備えある地域づくりを推進します。



重点施策1：地域情報の発信

アンケート調査では、地域活動の参加割合は20%程度と低い！参加していない理由では、「地域で何をやっているかわからないから」と、地域活動について知らないことを理由に挙げる声も見られました。

地区公民館及び自治会の活動内容の報告、地域で活躍する人の声などの地域情報の発信を支援するとともに、町の公式ホームページでの紹介等、地域活動への参画の入り口となりやすい分野の情報発信に努めます。

重点施策2：地域で支えあう仕組みの構築推進

社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが各地区の地域支援や個別支援に取り組んでいます。

地域で課題解決を行う仕組みと、相談からサービスや制度につなぐ仕組み、さらに、課題を持つ町民に寄り添いながら支援を継続する仕組みを構築していきます。

重点施策3：福祉教育の推進

アンケート調査では、地域福祉推進のために町が取り組むべきこととして、子どもたちへの福祉教育を上げる声が多くなっていました。

アイマスクや車いす等の福祉体験など、学校教育と社会福祉協議会や関連機関等と連携し、声をかけあうことやつながりの大切さを知ることなどやさしい心を育む福祉教育の充実を図ります。

重点施策4：包括的相談支援体制の構築

世帯が抱える困りごと・課題は複雑化・複合化しており、支援も分野を超えて横断的な対応を必要とするケースが少なくありません。

支援の入口となる「包括的相談支援」の体制構築を目指します。また、町社会福祉協議会の「総合相談」及びコミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチ相談支援を強化し、相談から伴走型支援へと確実につなぐ体制を構築します。



重点施策5：成年後見制度利用促進に向けた体制構築

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者で判断能力が不十分な方々の権利や財産を守っていくことが大切です。

国の「成年後見制度利用促進法」を踏まえ、成年後見制度を利用しやすい体制づくりとして、中核機関及び協議体の設置、個別支援体制の確立制度を必要とする人への情報提供方法の検討を行います。

重点施策6：避難行動要支援者の支援体制の構築

災害時における地域の助けあいや避難支援に取り組んでおくことも大切です。

地域で日頃から見守りつつ災害時には避難支援に取り組めるよう地域への情報提供のあり方について調査・検討します。





基本理念

きにかけあい つながりあい ささえあい 「あい」を紡ぐまち ちゃたん

基本目標

1 地域参加がしやすい 仕組みづくり

2 共に生きるための仕組みづくり

3 ささえるための仕組みづくり

4 安全安心に過ごすための 仕組みづくり

実施目標

町の取り組み

社協の取り組み

(1) 地域に「参加しやすい」環境づくり

- ① 地域参加しやすい環境づくり
- ② 地域情報の発信
- ③ ひとにやさしいまちづくりの推進
- ④ 移手段の確保

- ① 地域活動やボランティア活動の取り組み発信
- ② 地域で町民同士の顔が見える仕組みづくりの推進
- ③ 地域共助による移動に関する取り組み支援

(2) 地域活動に携わる多様な担い手の確保・育成

- ① 活動のきっかけづくり
- ② 各種養成講座等による人材の育成、確保
- ③ 民生委員・児童委員の確保・活動支援
- ④ 地域団体の活動への支援、参加促進
- ⑤ 町内企業や各種団体の地域活動への協力

- ① 地域人材の育成、確保
- ② 地域活動、ボランティア活動への理解促進
- ③ ボランティア活動をコーディネートする機能強化
- ④ ボランティアプラットフォームの実施
- ⑤ 町内企業や各種団体の地域活動への協力

(1) 共に支えあえる地域の仕組み構築

- ① 地域で支えあう仕組みの構築推進
- ② ICTを活用した支えあいの仕組みづくり

- ① 地域で支えあう体制づくり、活動展開への支援
- ② コミュニティソーシャルワーカーの適正配置
【コミュニティソーシャルワーク事業】
- ③ 生活支援コーディネーターの配置
- ④ 小地域福祉活動団体支援の実施

(2) みんなが『つながる』機会づくり (居場所づくりの推進)

- ① 地域のつながり・交流等機会の拡充
 - ア) 活動・交流の場の充実
 - イ) 住民主体の活動による交流の促進
 - ウ) コミュニティスクールの推進による地域活性化の推進
- ② 居場所づくりの推進
- ③ 誰もが交流できる居場所づくり (フリースペース、福祉活動の小さな拠点の充実等)

- ① ボランティアプラットフォームの実施(再掲)
- ② 居場所づくりの推進への協力支援
- ③ 小地域福祉活動団体支援の実施(再掲)

(3) 地域で共に生きるための住民意識の向上

- ① 多様性(ダイバーシティ)の理解、人権の啓発
- ② 地域住民への福祉意識啓発
- ③ 福祉教育の推進

- ① 福祉教育の推進
- ② 福祉意識の啓発広報活動

(1) 必要な人に適切な支援が届く体制構築

- ① 包括的相談支援体制の構築 (一次相談の実施 相談の充実)
 - ア) 包括的相談支援体制の構築
 - イ) 身近な地域での相談
- ② 様々な手段での福祉関連情報の提供
- ③ 重層的支援体制の整備推進

- ① コミュニティソーシャルワークを担う人材育成及び連携の推進
- ② 重層的支援の推進(体制づくり、福祉サービス関係機関の情報共有など)

(2) 様々な困難を抱えた町民への支援

- ① 地域での支援体制の構築
- ② 生活困窮者自立支援制度の推進
- ③ ひとり親世帯の支援の充実
- ④ 地域子育て支援センターの充実
- ⑤ 就学援助制度の周知・普及
- ⑥ 困難を抱えたひとへの支援
- ⑦ 自殺対策計画の推進

- ① 生活課題を抱えた町民への支援
- ② 地域で気軽に交流できる場・居場所づくりの充実
- ③ 地域見守り隊事業の推進(再掲)

(3) 権利擁護の推進

- ① 成年後見制度の周知・広報
- ② 成年後見制度利用促進に向けた体制構築
- ③ 虐待及びDV防止対策の推進

- ① 日常生活自立支援事業の推進
- ② 権利擁護の推進

(1) 地域防犯対策の推進

- ① 地域と一体となった防犯対策の充実
- ② 「社会を明るくする運動」の取り組みへの協力
- ③ 配慮が必要な方への支援

- ① 防犯対策の取り組み推進

(2) 災害に備えた地域づくり

- ① 災害に備えた意識の醸成
- ② 防災情報の提供の充実
- ③ 自主防災組織の結成及び育成支援
- ④ 避難行動要支援者の支援体制の構築
- ⑤ 福祉避難所の確保
- ⑥ 要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の支援
- ⑦ 防災訓練の実施

- ① 災害に備えた取り組みの推進
- ② 避難行動要支援者の支援体制への協力



地域及び関係団体に期待すること

○自治会や民生委員・児童委員などは、自治会報や訪問活動などを通して、地域住民に福祉情報の提供を行いましょ。

○転入者に対して、自治会や地域の関係団体(老人クラブ、子ども会など)への加入を勧めましょ。

○自治会や地域団体等は、日頃から町民同士が交流できる機会をつくりましょ。

○地域や職場で福祉について学ぶ機会をつくりましょ。

○地域の日常的な見守りや助けあい活動などに取り組みましょ。

○困りごとがあれば、行政や自治会、社会福祉協議会などの相談窓口を利用するように声をかけあいましょ。

○自治会や地域団体等は、日頃から町民同士が交流できる機会をつくりましょ。

○地域や職場で福祉について学ぶ機会をつくりましょ。

○自治会や民生委員・児童委員は地域の困りごとを受けるとともに、必要な支援機関へつなぎましょ。

○地域での解決が困難な困りごとは専門的な窓口につなぐなど、専門機関と協力しながら、見守りや解決に向けて取り組みましょ。

○町民で制度利用が必要と思われる方には制度利用につなげるために地域の民生委員・児童委員などを紹介しましょ。

○虐待などが疑われる場合は、関係機関に通報しましょ。

○関係機関や地域と連携し、防犯パトロールなどの防犯活動に積極的に参加しましょ。

○地域の防犯活動に参加し、住民相互による見守り活動を行いましょ。

○地域の自主防災組織と連携し、防災訓練などに参加協力しましょ。

町民に期待すること

○隣近所の人とあいさつなどを通して、隣近所との関わりをつくりましょ。

○隣近所でサービスなどを必要としている町民に情報を提供しましょ。

○地域活動やボランティア活動に関心を持つようにしましょ。

○地域や福祉に関心を持ち地域活動やボランティア活動について、できることから始めましょ。

○地域における見守りや助けあい活動について、買い物や散歩などをしながら近所の様子をうかがい、あいさつを交わすなど「ゆるやかな見守り」を行いましょ。

○地域で開催されている行事やボランティア活動等、興味があるイベントに参加しましょ。

○一人ひとりの個性や違いについて、考える機会を持つようにしましょ。

○困ったときは一人で悩まず、様々な窓口を利用しましょ。

○日常生活で交わす挨拶や自治会活動からの気づき、見守りを通じて、「ゆるやかな見守り」を行いましょ。

○身近な家族や友人などの相談相手になりましょ。また、相談窓口や福祉の情報を集めたり、地域の民生委員・児童委員を知る機会をつくりましょ。

○困ったときは一人で悩まず、様々な相談窓口を利用しましょ。

○虐待などが疑われる場合は、関係機関に通報しましょ。

○犯罪に巻き込まれないための知識を高めましょ。

○「あやしい」と思ったら関係機関へ連絡、相談するようにしましょ。

○防災に関する取り組みに関心を持ち、町広報誌やホームページなどから情報を得ましょ。

○地域の避難訓練などに参加しましょ。



計画の成果指標

本計画の取り組み効果を確認するため、以下の成果指標を設定し、計画期間での目標達成を目指します。

関連する 基本目標	成果指標		現在	成果目標 (令和8年度)
	内容	指標		
基本目標1	自治会に加入していない理由	関心がない	15.0%	10.0%
	民生委員・児童委員の認知度	自分の地区の民生委員・児童委員を知っている	19.2%	50.0%
	ボランティア活動への参加状況	参加している+以前は参加していたが、現在は参加していない	26.6%	40.0%
基本目標2	コミュニティソーシャルワーカーの認知度	どのような仕事をしてるか、だいたいわかる	7.7%	17.7%
	隣近所の人とのつきあいについて	つきあいは全くしていない、したくない	3.4%	2.3%
基本目標2 及び 基本目標3	北谷町社会福祉協議会の認知度	知っており、事業等の利用又は活動に参加したことがある+知っているが事業等の利用又は活動に参加したことはない	41.7%	60.0%
基本目標3	支援が必要となった場合にサービスを受けるための方法	ある程度知っている+知っている	62.2%	70.0%
	就職・生活支援パーソナルサポートセンターの認知度	知らない	76.3%	50.0%
基本目標4	最寄りの一時避難場所等を知っているか	知っている	63.6%	75.0%

お問い合わせ先

北谷町役場 福祉課

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地
TEL 098-936-1234 FAX 098-936-7474
(内線 2110)

社会福祉法人 北谷町社会福祉協議会

〒904-0105 沖縄県中頭郡北谷町吉原26番地6
TEL 098-936-2940 FAX 098-936-2989

